

## お客様各位

### TOYOPUC製品のRoHS対応についてのお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、EU市場ではかねてより環境に悪影響を与える化学物質に対して規制を強化してきました。  
この度、2011年7月に RoHS 規制に対して大きな改正が行われ、今まで規制対象外であった  
TOYOPUC 製品も2014年7月より規制対象となりました。  
TOYOPUC 製品の取り組みについて現状の対応状況をお知らせします。

敬具

#### 記

#### 1. RoHS規制の改正内容

2011年7月の RoHS 規制の主な改正点は次の4点になります。

- ①対象製品の 카테고리追加  
・TOYOPUC製品が規制の対象となります。
- ②CE マーキングの貼付  
・RoHS 規制未対応品はCEマークを付けることができなくなります。
- ③対象6物質は不変ですが、今後の追加物質候補が提示されました。
- ④適用除外項目の追加及び有効期限の設定  
・2014年7月22日以降、RoHS 規制未対応品をEU市場に納入できなくなります。



#### 2. RoHS規制への取り組み

TOYOPUC 製品について2014年3月末を目処に RoHS 規制に対応して参ります。  
ただし、各製品の生産状況によりますので、具体的な対応品につきましては添付ファイルをご参照ください。  
添付ファイルは弊社ホームページにも掲載します。(http://www.jtekt.co.jp/products/toyopuc/hoshu.html)  
なお、対応予定については、余儀なく変更することもあります。  
今後、最新の状況をホームページで公開して参りますので、ご確認して頂きますようお願いいたします。

#### 3. RoHS規制の未対応品について

未対応品は、2014年4月の出荷品からCEマークを外させていただきます。  
未対応品は、新規採用をなさらないようご理解、ご協力をお願いいたします。  
また、今回の改正ではスペアパーツであっても2014年7月以降はEU市場への持込に規制が適用されますので、  
スペアパーツとして必要な製品は、2014年2月末までの発注分に対しては、CEマークを貼って出荷しますので、  
2014年7月までにEU市場に納入して頂きますようお願いいたします。

以上